

学校問題について学校側からの相談に対応する弁護士 (通称「スクールロイヤー」)の在り方について

第3回

教育現場の実情と求められる弁護士像について (2019年3月6日シンポジウムを踏まえて)

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 佐藤 香代 (57 期)

1 はじめに

当会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会
は、2019年3月6日にシンポジウム「今、学校が大
変!?～スクールロイヤーは子どもたちのために何がで
きるか～」を開催した。このシンポジウムでは、スク
ールロイヤー（以下「SL」という）と呼ばれる活動
が提唱された背景や、その適用場面、期待される役
割等について明らかにする一方で、実際の活動場面
で生じうる懸念や課題について、パネルディスカッ
ションを通じて検討した。本稿では、パネルディスカ
ションでの発言の中から、SLの在り方を検討する上
で、重要な指摘を紹介する。

2 学校紛争の実情とSLに期待される 役割・機能について

本連載第1回（2019年8月号）では、SL導入の
重要な背景の一つとして、保護者対応の困難さが挙
げられてきたことを指摘した。

この点について、2018年度まで都内公立小学校の
校長として勤務していた永山満義氏（以下「永山氏」
という）は、以下の指摘をする。すなわち、社会的
なイメージに反し、ほとんどの保護者は今でも学校
に協力的であり、教職員の多忙化の原因としては、
本来の教育活動に加えて、地域との連携などの新た
な業務や行政から求められる多様な調査などに伴う
負担が大きい。ただし、実際に、ごく一部の保護者
について、長時間の面談など対応に困難を極める例
があり、そうした限られた保護者のために労力の多く
を割かれている状況がある。

次に、長年にわたって都内自治体の教育委員会の
非常勤職員の立場で困難な学校紛争の解決に当たっ

てきた臨床心理士の橋本弘美氏（以下「橋本氏」
という）は、以下のように指摘する。すなわち、学
校に、スクールカウンセラーが導入された1995年当
時は、心理的な側面から子どもや保護者への理解を
深め、寄り添う対応が求められてきたし、そうした
取り組みによって、よりよい解決が実現する場面が
多かった。しかし、現在は、保護者の物事の捉え方、
感じ方が多様化した。さらに、いじめ防止対策推進
法や障害者差別解消法など、学校内での具体的な対
応をめぐる法整備がされたことを契機に、保護者か
らの訴えの中にも法律を根拠とした要求が含まれる
ようになってきた。こうした保護者からの法的要求
に対して、学校と当事者の1対1の関係であれば、
解決策を見出しやすいが、集団での活動を中心とす
る学校では、1対複数、複数対複数の調整を要する
場面が多々あり、難しい法的判断を迫られている。

これらの指摘は、紛争の渦中におかれると、学校
関係者は冷静な判断力が低下し、要求にどこまで対
応すべきなのか、自力で判断することが困難な状
況に陥ることがあり、そうした中で、まず、SLには、
学校が負う法的義務の範囲や内容を明確に示し、ま
た、当該紛争について、今後の展開に関する見通し
を示すことにより、混乱状態を解消し、安定した対
応を実現するという機能が期待されていることを示す
ものである。

さらに、本連載第2回（2019年9月号）の執筆者で
あり、子どもや保護者からの学校相談に関わる一方、
教育委員会からの相談やいじめの第三者委員会など
にも関与してきた三坂彰彦委員（以下「三坂委員」
という）は、上記の機能に加えて、子どもの成長発
達を守る視点から、学校には保護者との信頼関係を
最低限維持する努力が求められていることを指摘し、
そのための具体的な取り組みとして、SLが、両者の

関係調整に向けて、学校に対し、子どものために学校ができることを検討し、当事者に主体的に提案するよう支援することの重要性を指摘する。特に、多くの子どもをめぐる相談事例において、子ども本人の意向と保護者の要求が一致していない現状があり、そうした中で、SLが子ども本人の意向を重視して解決を図る姿勢を維持し続けることは重要である。

さらに、三坂委員は、当会の運営する子どもの人権110番に寄せられる相談の4割強が学校問題であり、これらの相談ケースの中には、学校側が子どもの最善の利益に反する対応を取っている例も少なくないことを指摘した。そして、学校の対応に課題があるような事案であっても、学校関係者にSLに安心して相談できる体制が保障されることにより、早い段階で内部からの相談を受け、より子どもの権利に即した方針へと修正を促すことも期待されると指摘した。

3 SLの関与の在り方について

パネラーの多くから、子どもや保護者の代弁者として、あるいは中立的なコーディネーターとして、弁護士が学校紛争に関与することの有効性が指摘された。

他方で、子どもや保護者からの求めがない中で、学校や教育委員会が主導して、SLと保護者を対峙させることには躊躇の声が上がった。その理由について、永山氏からは、学校現場では、物事を法的にはっきりさせることよりも、早く問題を収束させ、子どもが安心して登校できる状況に関係修復することが肝要である。そうした中で、SLを直接保護者と対峙させることにより、対立構造を煽ったり、保護者から「学校は逃げた」との誹りを受けるなどし、今

後の連携が困難になるのではないかと懸念が示された。橋本氏も、スクールカウンセラー導入間もないころには、スクールカウンセラーとの面談を教員が勧めるだけで、「私は病気ではない」と反発されたなどのエピソードを紹介し、スクールロイヤーについて十分に認知されているとは言えない状況の中では、当事者間の信頼関係に悪影響を及ぼすリスクが大きいのではないかと指摘した。

こうした指摘は、当事者間の硬直した状況を前進させる契機として、法律の専門家である弁護士の役割が期待される一方で、弁護士が登場する文脈によっては、むしろ双方の対立の契機ともなりかねないという、率直な市民感覚を示すものといえる。

また、三坂委員からは、弁護士の直接的な介入により、教師と子どもとの直接のかかわりの中で子どもの学習権や成長発達権を保障するという、教育の本質的な作用を害する恐れや、介入した弁護士が依頼者の権利を擁護しようとするあまり、子どもの最善の利益への配慮が疎かになる恐れなどが指摘された。

4 最後に

パネルディスカッションを通じて、学校は、様々なトラブルが日常的に発生する現場でありながら、子どもを排除するのではなく、互いにバランスを取り合って集団生活を維持する場であり、そこにおいては、過去の出来事を法的に審判するだけでは解決しえない状況があることが明らかになった。そうした現場においては、SLにも、関係調整のために粘り強く関わり続ける姿勢が求められており、子どもの人権の視点や福祉的な視点をも取り入れながら、多様な助言をすることが期待されているといえる。